

平成28年6月13日

Press Release
報道関係各位



「経済財政運営と改革の基本方針 2017」の
閣議決定を受けて

「経済財政運営と改革の基本方針 2017」に対する、日本薬剤師会の見解を公表しました
<6月12日(月)付>。

お問い合わせ先：日本薬剤師会 業務部 広報課
電話：03-3353-1171
FAX：03-3353-6270

「経済財政運営と改革の基本方針 2017」の閣議決定を受けて

政府は平成 29 年 6 月 9 日、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」を閣議決定しました。

患者本位の医薬分業の実現については、かかりつけ薬剤師・薬局が地域における多職種・関係機関と連携しつつ、服薬情報の一元的・継続的な把握等、その機能を果たすことを推進するとされており、本会が目指している方向に沿った考えが示されているものと受け止めています。

また、調剤報酬の見直しについては、対物業務から対人業務へのシフトを推進すると示されており、方向性としては理解するものですが、薬剤の調製は薬剤師の基本的な業務であり、評価の急激な適正化は薬局運営への影響が大きく、極めて慎重であるべきだと考えます。

更に、様々な形態の薬局が実際に果たしている機能の精査と、それに応じた評価についても触れられていますが、真に患者本位の医薬分業が評価されることになるよう注視して参ります。

一方、薬価制度については、昨年末の 4 大臣合意に示された方向を再確認したものと理解しており、薬価の医療費全体、あるいは患者負担への影響を考慮しつつも、イノベーションの推進との両立を示していることは評価したいと思います。また、素案の段階で示されていた、いわゆる参照価格制度に関する記載が削除されたことも評価したいと思います。

本方針の閣議決定により、年末に向けて平成 30 年度政府予算案の策定作業が進むこととなりますが、来年度は医療・介護の同時改定が予定されており、調剤報酬に対するこれまでの厳しい指摘を考えると安心できる状況ではないと考えています。来年度の医療・介護の同時改定が、薬局にとって公平な改定となるよう強く希望するものであります。

今後とも、薬剤師という専門職の矜持をもって、真に国民から信頼される業務を遂行するよう努めていく所存です。

平成 29 年 6 月 12 日

公益社団法人 日本薬剤師会
会 長 山本 信夫